

2011年4月21日

第二地方銀行協会
会長 小島 信夫 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

3月11日の東日本大震災で、被災地はもとより全国的に景気の現状や先行きに、不安が高まっています。工場の被災や計画停電、部品・商品供給網の寸断などにより生産や消費が落ち込み、失業率も高水準を続けています。

工場や店もなくし債務だけが残っている被災企業、津波で家が流されすべてなくなったが住宅ローンだけが残った被災者などからは、罹災の実態に即した債務・ローンの返済猶予や低利融資のみならず、返済免除や無利子の融資制度の創設などの声も上がっています。政府も、債務者区分判定の緩和など金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、100%保証の復興緊急保証の創設など対策を取ってきていますが、かつてない被災状況の中で前例のない施策が求められています。地域金融機関として、顧客・取引先の要望に可能な限り応えとともに、行政の支援措置も求めていくことが必要になっています。また、原発事故でこれまでのエネルギー政策の見直しがいわれていますが、一時的な節電にとどまらず、金融機関も恒常的な電力消費削減策が必要になっているのではないのでしょうか。

投資信託などの金融リスク商品の目標（ノルマ）を課しての営業推進は、お客様のニーズより目標達成が優先され無理な販売につながり、苦情やトラブルをもたらしています。勧誘を受けた顧客から「話の途中から営業姿勢（客がいくら損しても知ったこっちゃない、ノルマが達成できればそれでよい）が透けて見えて、大変不快でした」との声も寄せられています。業界全体の信用失墜につながる問題であり、個別行の経営判断に任せず、業界として改善を図っていく必要があると考えます。

コンプライアンスが強調されながら、賃金不払い残業などの労基法違反も依然あとを絶ちません。長時間労働や成果主義の中で、うつ病など「心の病」に罹る従業員も増えており、メンタルヘルス対策が求められています。

私たちは、金融機関が社会的使命を果たすよう求めるとともに、そこに働く労働者の生活と権利を守り、働きがいのある職場をめざして2011年春闘に取り組んでいます。つきましては、次の事項について、業界団体として取り組まれるよう要請します。

記

1. 銀行の社会的・公共的使命である中小企業金融の円滑化を図るとともに、東日本大震災の被災者・企業への緊急融資や返済猶予など復興支援に努め、行政にもそれを可能とするような支援措置を要請すること。被災した会員銀行へ業界団体として支援すること。
2. 投資信託などの金融リスク商品の「目標（ノルマ）」を課しての推進が、無理な販売につながっており、業界全体として改めること。
3. 組合の春闘要求に誠実に応えとともに、賃金不払い残業の一掃や長時間・過密労働の是正、休暇の取得促進、メンタルヘルス対策など、働きやすい職場づくりをすすめること。
4. 電力消費削減のため、業界として営業時間やATM稼働時間の見直し、残業削減などを図ること。
5. 金融機関の12月30日休日化の実現に向けて、他金融団体とともに関係当局に働きかけること。

以上